# 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法施行規則 （昭和五十四年総理府令第五号）

環境大臣は、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（以下「法」という。）第二条第二項の規定による認定に関する処分を行つたときは、速やかに、文書でその内容を当該処分に係る申請を行つた者及び次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める県知事又は市の長に通知しなければならない。

###### 一

当該申請者が法第二条第一項第一号に掲げる者である場合

###### 二

当該申請者が法第二条第一項第二号に掲げる者である場合

###### 三

当該申請者が法第二条第一項第三号に掲げる者である場合

###### 四

当該申請者が法第三条において読み替えて適用する法第二条第一項第一号に掲げる者である場合

# 附　則

この府令は、法の施行の日（昭和五十四年二月十四日）から施行する。

# 附　則（昭和六二年一〇月一日総理府令第五〇号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六三年二月二九日総理府令第五号）

この府令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年八月一四日総理府令第九四号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

##### ２

この府令の施行の日の前日において従前の環境庁の臨時水俣病認定審査会の委員である者の任期は、第一条の規定による廃止前の臨時水俣病認定審査会の組織等に関する総理府令第二条の規定にかかわらず、その日に満了する。